

令和3年度からの産業教育設備の整備について

概要

- 公立高等学校の産業教育設備整備にかかる経費は、「産業教育振興法」（昭和26年法律第228号）等に基づき、国の補助金により支援していたが、平成17年度の三位一体改革により一般財源化され、以降一定水準の地方交付税措置が講じられている。
- 設備の老朽化による更新需要等の理由から、自治体における整備額は年々上昇している。
- 産業界においては、デジタルトランスフォーメーション等による設備のデジタル化の流れが一層加速することが予想される。
- 以上を踏まえ、地域の産業を担う人材育成を支える専門高校においても、より時代に即した人材育成を図ることができるよう産業教育設備の整備の充実を図る必要があるため、令和3年度から地方交付税措置を充実することとしている。

イメージ

<技術革新等により必要な設備整備>

- ・マルチコプター
- ・卓上型3Dプリンタ
- ・VR装置
- ・測量用GPS装置 など



【農業等】マルチコプター（ドローン）



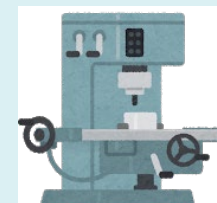
【工業等】卓上型3Dプリンタ

<老朽化設備の更新>

- ・トラクター
- ・田植え機
- ・フライス盤
- ・旋盤 など



【農業】トラクター



【工業】フライス盤